

8 清音寺自然環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 清音寺周辺一帯（常北町）
- (2) 指 定 昭和52年2月3日（茨城県告示第117号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、那珂川の支流、藤井川の上流に近く、西に七会村、御前山村の低山地帯を控えた丘陵地にある。地域内には、スダジイ、シラカシなどを高木層にアカマツ、モミの混生する自然林及びスギ、ヒノキを高木層とする樹令の高い人工林が存する。したがって、この地域は、自然環境保全条例第3条第1項第5号の「植物の自生地、野生動物の生息地、樹令が特に高く、かつ、学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林の区域」に該当する。

(2) 保全すべき自然環境の特質

本地域は、茶の栽培が盛んで気候的にも温暖な地域で、海拔90メートルから160メートルの山地からなってシラカシ、スダジイなどを高木層に、アカマツ、モミの混生する自然林と、スギ、ヒノキを高木層とする樹令の高い人工林からなっている。

ア 植 生

本地域内の常緑広葉樹林の高木層にはスダジイ、アカガシ、シラカシ、シキミ、サカキが生育し低木層にはスダジイ、シラカシ、サカキ、ツリバナ、ガマズミ、ゴンズイ、ツクバネウツギ、ネジキ、ムラサキシキブ、アオハダ、トウゴクミツバツツジなどが生育している。草本層にはナガバノコウヤボウキ、キッコウハグマ、フクオウソウ、ヤブコウジ、タチツボスミレ、フモトスミレ、シュ

ンラン、テイカカズラ、ベニシダ、フモトシダなどが生育している。

針葉樹林に生育する高木層はスギ、ヒノキ、アカマツ、モミ、低木層は常緑広葉樹林内に自生するものとやや同じである。

草本層はナキリスゲ、ジャノヒゲ、ベニシダ、リョウメンシダ、ミゾシダ、キッコウハグマ、ツルリンドウ、フクオウソウ、チヂミザサなどが生育している。

なお、地域内には茶の原木があり、地域を代表する北限に近い植物としてはクロムヨウラン、クロガネモチなどが自生している。また、樹令の高い人工林が大面積で保全され、その林床にも数多くの種類が自生し、学術的にも貴重な地域である。

イ 動物

関東平野に一般的に見られるものと、低山地性のものや暖地性のものが見られ、変化に富み哺乳類や両生類、甲虫類は本県で産するものがほとんど見られ、種類が多い。

蝶類については、本県では生息地が局地的で、北限が福島県の海岸地帯となっている暖地性のムラサキシジミ、ウラギンシジミが多く生息し、県内では山地に見られるが数の少ないスミナガシヤアオバセセリが生息し、近年、数の減少している国蝶のオオムラサキなども生息している。

鳥類では、ヒヨドリ、モズ、スズメ、ホオジロ、キジバト、カケス、キジ、ヤマドリ、コジュケイ、セグロセキレイなどが生息している。

(3) 自然環境の保全に関する基本的な事項

ア 特別地区指定及び保全のための規制に関する基本方針

保全地域のうち、樹令が高く、かつ、学術的価値を有する人工林等、特に保全度の高いところを特別地区に、また、これと一体となって自然環境を形成している土地を普通地区に指定して、その区分に応じた保全を図る。このため、保全に必要な規制は、条例の定めにより行う。

イ 保全施設に関する基本方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病虫害防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

(4) 地区の区域設定に関する計画

ア 特別地区

○ 当該地域の生態系構成上重要なもの

樹令の高いスギ、ヒノキ、アカマツ、モミの人工林と、その林内に生育する常緑広葉樹のスタジイ、アカガシ、シラカシ、シキミ、サカキ、クロガネモチ、草本層では、クロムヨウラン、ナキリスゲ、ベニシダ、リョウメンシダ、キッコウハグマなどである。

名 称	位 置	区 域	総 面 積	土地所有別 面 積	摘 要
清 音 寺 自 然 環 境 保 全 地 域 特 別 地 区	茨 城 県 東 茨 城 郡 常 北 町 地 内	茨城県東茨城 郡常北町 国有林水戸管 林署 水戸事業 区15林班 い、は小班の 一部民有林 下古内字宿後 の一部	ヘクタール 10.71	ヘクタール 国有地 9.74 民有地 0.97	樹令の高い スギ、ヒノ キなどの人 工林、スタ ジイなどの 常緑樹に草 本類

イ 普通地区

名 称	位 置	区 域	総 面 積	土地所有別 面 積	摘 要
清音寺 自然環境保全 地域 普通地区	茨城県 東茨城郡 常北町地内	茨城県東茨城郡 常北町大字下古内 字宿後の一部外 国有林 水戸営林署水戸 事業区 15林班 ろ小班の一部 は小班の一部 へ小班	ヘクタール 11.99	ヘクタール 国有地 5.22 民有地 6.77	スギ、ヒノ キの人工林 シラカシな どの常緑樹に オオムラサ キ、鳥類

総括表

区 分	特 別 地 区									普通地区			合 計		
	野生動植物 保護地区			そ の 他 の 地 区			小 計			国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
所 有 別	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地	国 有 地	公 有 地	民 有 地
所 有 別 面 積 (ヘクタール)	0	0	0	9.74	0	0.97	9.74	0	0.97	5.22	0	6.77	14. 96	0	7.74
地 区 別 面 積 (ヘクタール)	0			10.71			10.71			11.99			22.70		
地 区 別 (パーセント)	(0)			(47.2)			(47.2)			(52.8)			(100)		

(面積は図上測定による概算値である。)

(5) 保全のための規制に関する計画

- 木竹の伐採に関する計画

木竹の伐採の方法及び限度

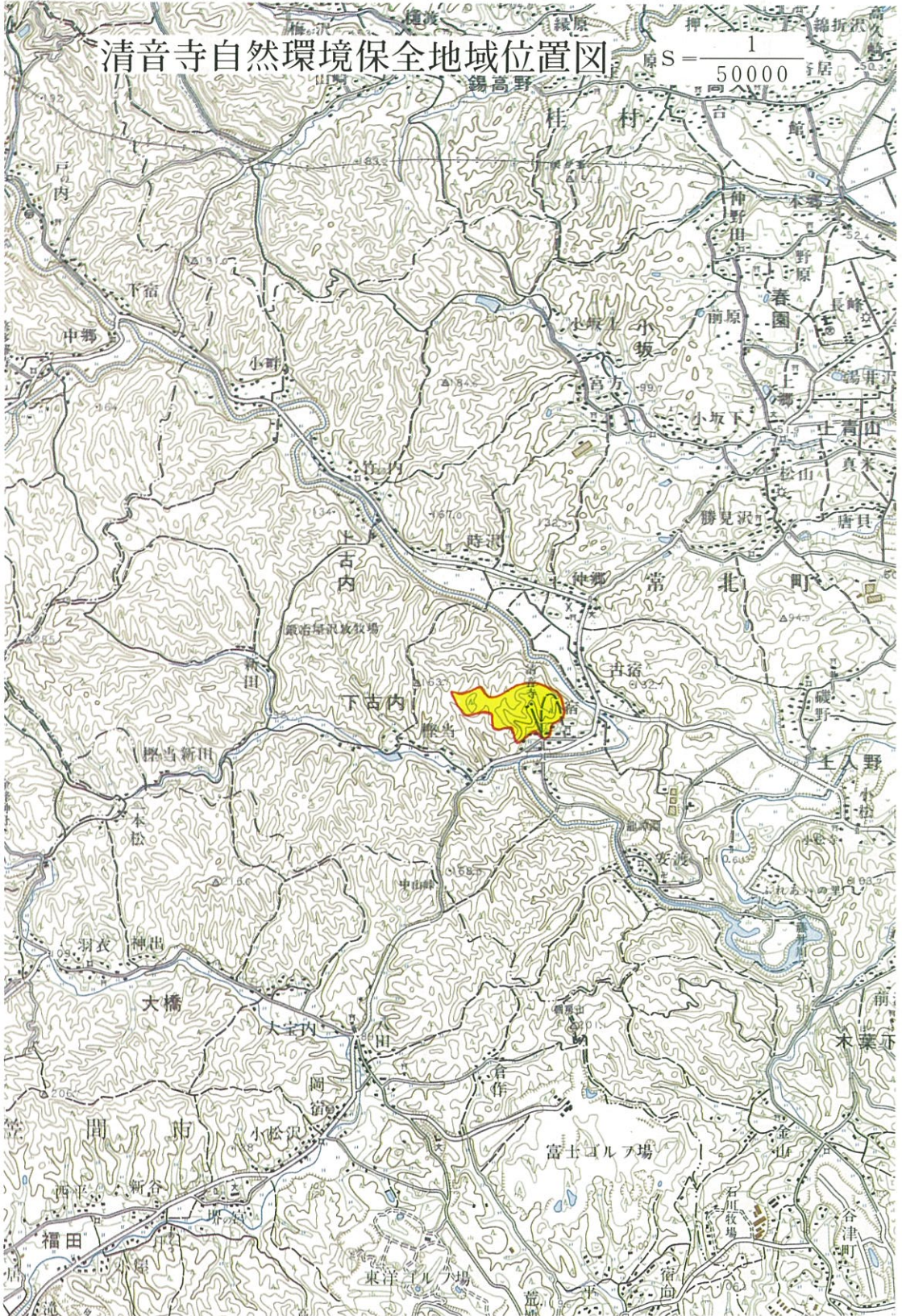
特 別 地区名	位 置	区 域	総 面 積	土地所有別 面 積	伐採の方法及び限度
清音寺 自然環境 保全地域 特別地区	茨城県 東茨城郡 常北町 地内	国有林 水戸営林署 水戸事業区 15林班 い小班 は小班の一部 民有林 下古内字宿後 の一部	ヘクタール 10.71	ヘクタール 国有地 9.74 民有地 0.97	木竹の伐採は原則として 択伐（択伐率現在蓄積の 30%以内）によるものとする。 ただし、森林の群落構成 を変える等、自然環境に著 しい変化を招くおそれの少 ない場合には、小面積皆伐 （1伐区の面積は2ヘク タール以内、伐区はつとめ て分散させる。）を行うこ とができる。

特別地区内木竹伐採総括表

伐採方法 限度所有別	禁伐等			30パーセント 以内択伐等			その他			合計		
	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地	国有地	公有地	民有地
所有別面積 (ヘクタール)	0	0	0	9.74	0	0.97	0	0	0	9.74	0	0.97
伐採方法限度面積 (ヘクタール)	0			10.71			0			10.71		
％ (パーセント)	(0)			(100)			(0)			(100)		

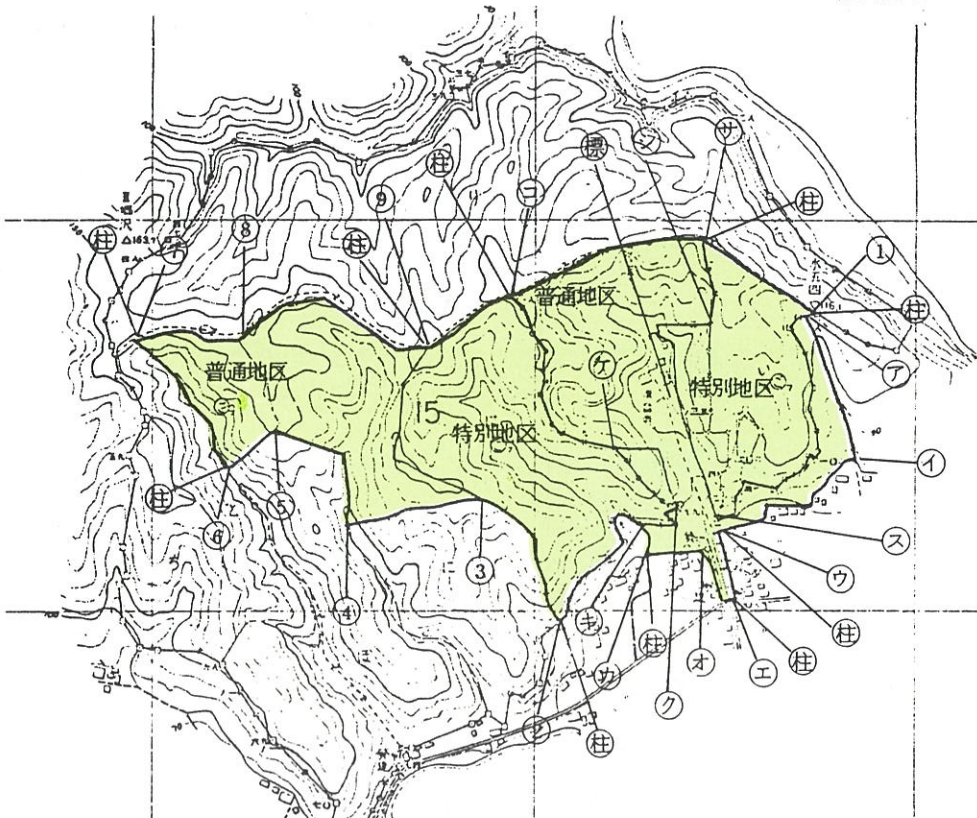
清音寺自然環境保全地域位置図

縮尺 $S = \frac{1}{50000}$



清音寺自然環境保全地域区域図

$$S = \frac{1}{10000}$$



普通地区界	
㉗-㉘	地番界
㉘-㉙	"
㉙-㉚	15林班ろ小班と民有地界
㉚-㉛	"
㉛-㉜	地番界
㉜-㉝	"
㉝-㉞	15林班は小班と民有地界
㉞-㉟	民有地樹木界
㉟-㊱	15林班は小班と民有地界
㊱-㊲	15林班り小班と民有地界
㊲-㊳	15林班い小班と民有地界
㊳-㊴	民有地樹木界
㊴-㊵	15林班い小班と民有地界

普通地区界	
③-④	15林班は小班とに小班界
④-⑤	15林班は小班とは小班界
⑤-⑥	15林班へ小班とは小班界
⑥-⑦	15林班へ小班とと小班界
⑦-⑧	15林班へ小班とり小班界
⑧-⑨	15林班は小班とり小班界
⑨-③	15林班は小班の尾根界

凡 例	
標	標板設置位置
柱	標柱設置位置

特別地区界	
①-㉗	15林班い小班と民有地界
㉗-㉘	"
㉘-㉙	民有地樹木界
㉙-㉚	15林班い小班と民有地界
㉚-①	15林班い小班とり小班界
(註) 15林班い小班内に存する墓地は除外	

特別地区界	
㉗-㉘	15林班は小班と民有地界
㉘-②	"
②-③	15林班は小班とに小班界
③-⑨	15林班は小班の尾根界
⑨-㉙	15林班は小班とり小班界
㉙-㉚	15林班は小班と民有地界
㉚-㉛	民有地樹木界